

物価高騰重点支援給付金

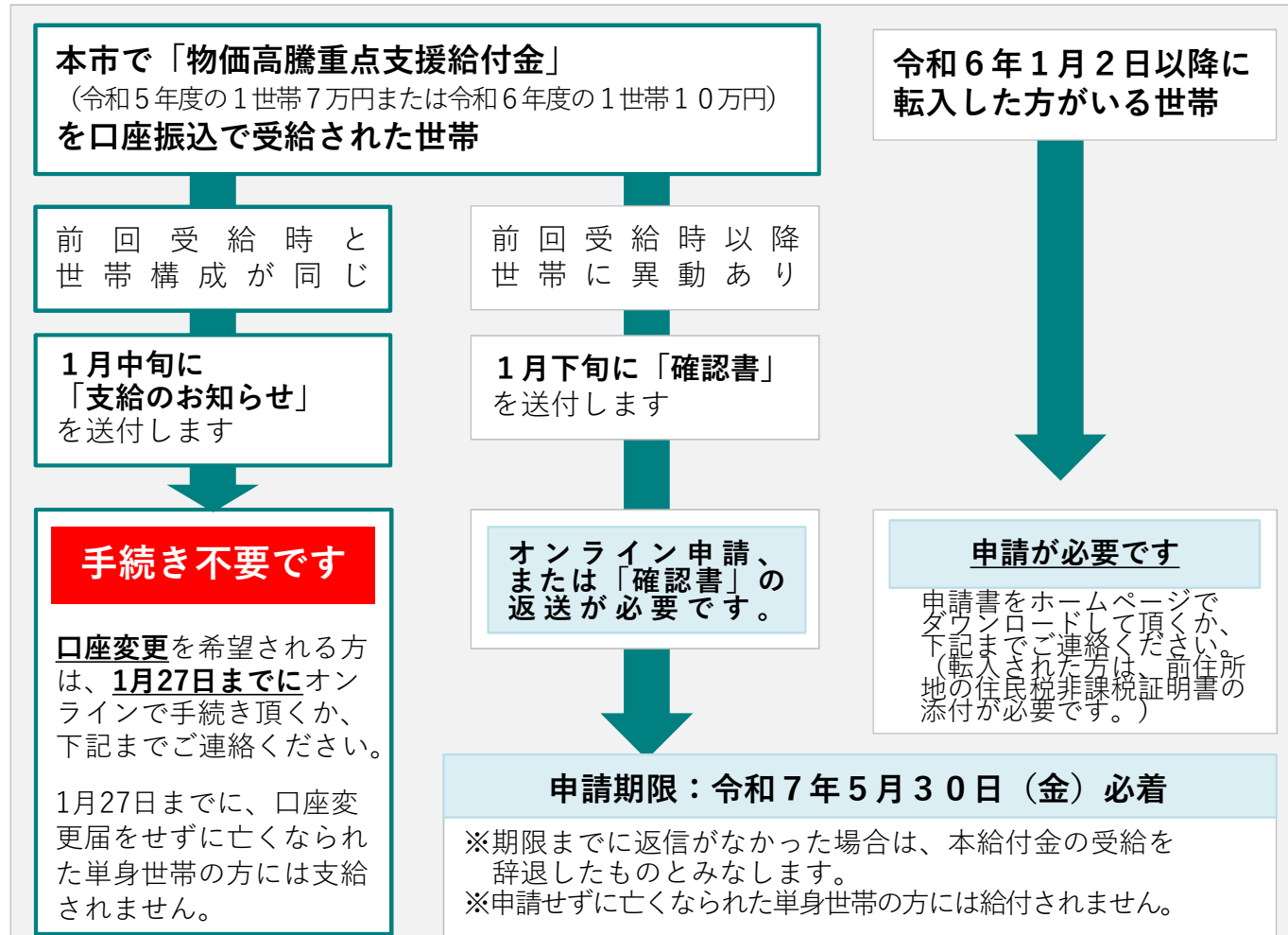
(1世帯3万円、こども加算1人2万円)のご案内

エネルギー・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和6年度住民税均等割非課税世帯(以下、「住民税非課税世帯」という。))に対し、国の交付金を活用して、給付金を支給します。

■対象・支給額

金額	① 令和6年度住民税非課税世帯 1世帯あたり 3万円	② こども加算 こども1人につき 2万円
要件	基準日（令和6年12月13日） に洲本市に住民登録があり、世帯全員が住民税非課税の世帯 対象とならない世帯 ■住民税が課税されている方の税扶養を受けている方のみで構成される世帯は対象外です。 ■租税条約による住民税の免除を受けている方がいる世帯は対象外です。	①の世帯で扶養されている 18歳以下の児童 （平成18年4月2日以降生まれの児童） ①とあわせてご案内します。 ■新生児も対象です(要申請)。 令和6年12月14日以降に出生された新生児も対象です。 ■別世帯で扶養されている児童も対象です(要申請)。

■手続き



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに県・市や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ先 洲本市 健康福祉部 福祉課 「物価高騰重点支援給付金」 担当

TEL：0799-26-1166 (受付時間 9:00～17:00 (土日祝を除く))